

東かがわ市規則第31号

東かがわ市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

東かがわ市長

上村 二郎

東かがわ市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年東かがわ市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(写しの交付及び送付に要する費用) 第11条 略 (1) 略 (2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 <u>1枚につき100円</u> (3) 略 <u>2 前項第1号の場合において、両面に印刷された写しをもって交付するとき、片面を1枚として算定するものとする。</u> <u>3 第1項に定める写しの交付に要する費用は、市が作成する納付書により納付しなければならない。</u> <u>4 略</u>	(写しの交付及び送付に要する費用) 第11条 条例第4条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 <u>当該複製に要する実費</u> (3) 略 <u>2 前項に定める写しの交付に要する費用は、市が作成する納付書により納付しなければならない。</u> <u>3 略</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた開示決定等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定による決定をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、改正後の東かがわ市個人情報の保護に関する法律等施行規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。